

# 経営事項審査申請の手引き

(経営規模等評価申請書・総合評定値請求書)

<富山県知事許可業者用>

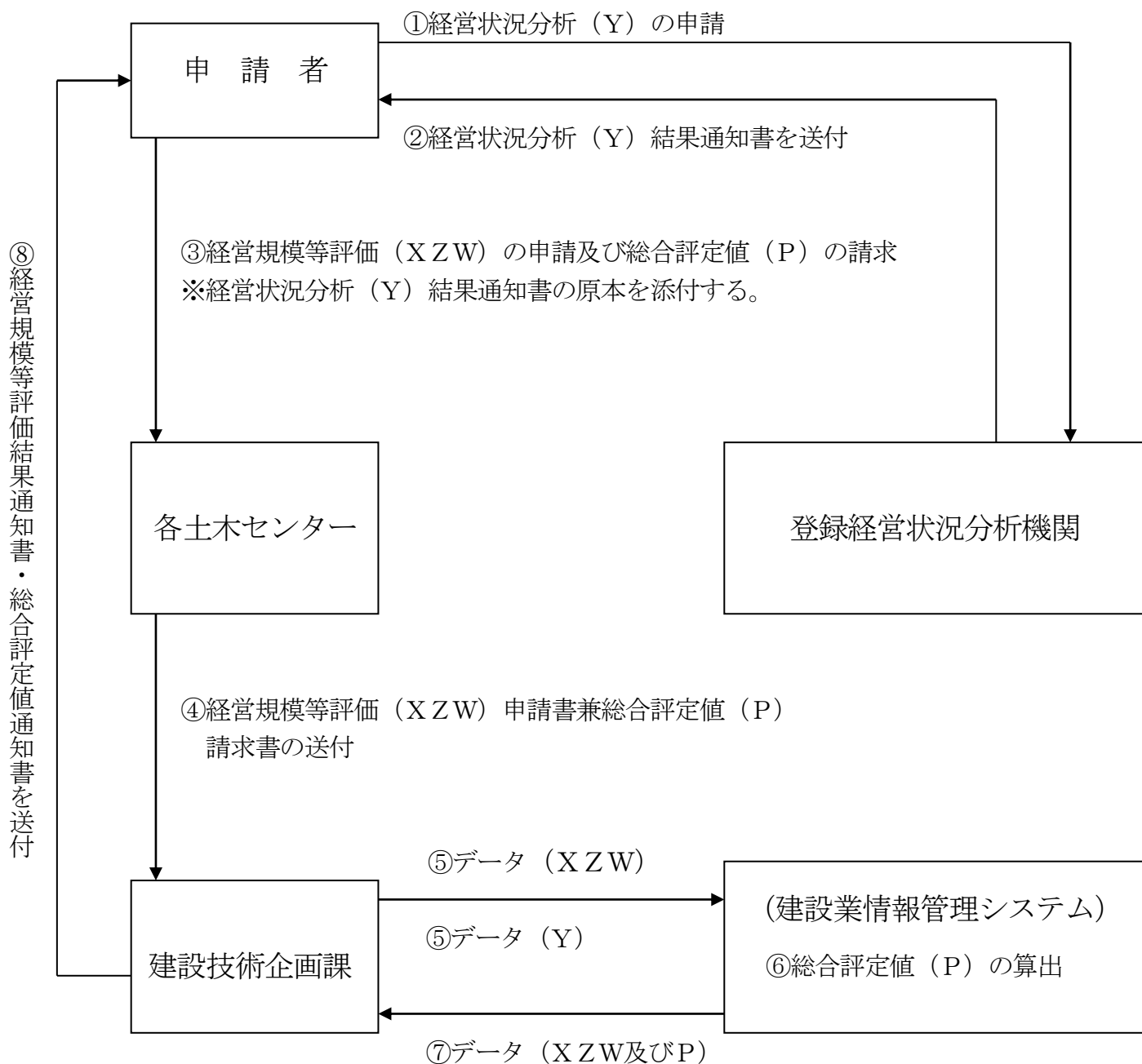
改訂:令和8年7月

富山県土木部建設技術企画課

## 目 次

○申請から結果通知までの流れ	1
○経営事項審査の概要	2
1 経営事項審査とは	
2 経営事項審査の有効期間及び申請時期	
3 建設業許可から入札参加資格審査までの事務手続き	
4 経営事項審査と入札参加資格審査の関係	
5 総合評定値（P）（客観点数）の算出方法	
○経営規模等評価申請・総合評定値請求の手続き	4
1 申請の時期等	
2 申請に必要な提出書類（様式）一覧	
3 提出部数・提出先	
4 受理できない申請書	
5 手数料	
6 完成工事高における消費税の取扱い	
7 完成工事高の中身	
8 共同企業体で請け負った工事の完成工事高	
9 業種追加	
10 重点調査	
11 個人の世代交代及び法人成りで完成工事高、経営状況等を引き継げる場合	
12 完成工事高の積み上げ	
13 確認書類	
○申請書記載例	22
○参 考	39
コード表	
建設工事の内容・例示	
建設業許可事務ガイドライン（抜粋）	
別添	
手引き付録	
申請書記入チェックリスト	

## ○申請から結果通知までの流れ



経営規模等評価（XZW）の申請及び総合評定値（P）の請求を行うに当たっては、登録経営状況分析機関から経営状況分析結果通知書（様式第25号の13）を受け取った後、土木センターに経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（様式第25号の14）を提出してください。

## ○経営事項審査の概要

### 1 経営事項審査とは

経営事項審査とは、国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする建設業許可業者が必ず受けなければならない審査です。（法第27条の23）。

### 2 経営事項審査の有効期間及び申請時期

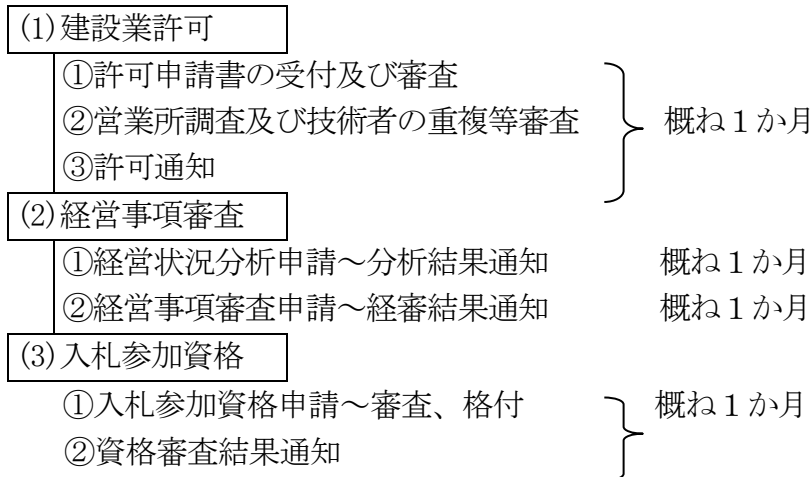
#### (1)有効期間

経営事項審査の有効期間は、審査基準日から1年7か月間。公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、発注者と請負契約を締結する時点で経営事項審査が有効でなければなりません。

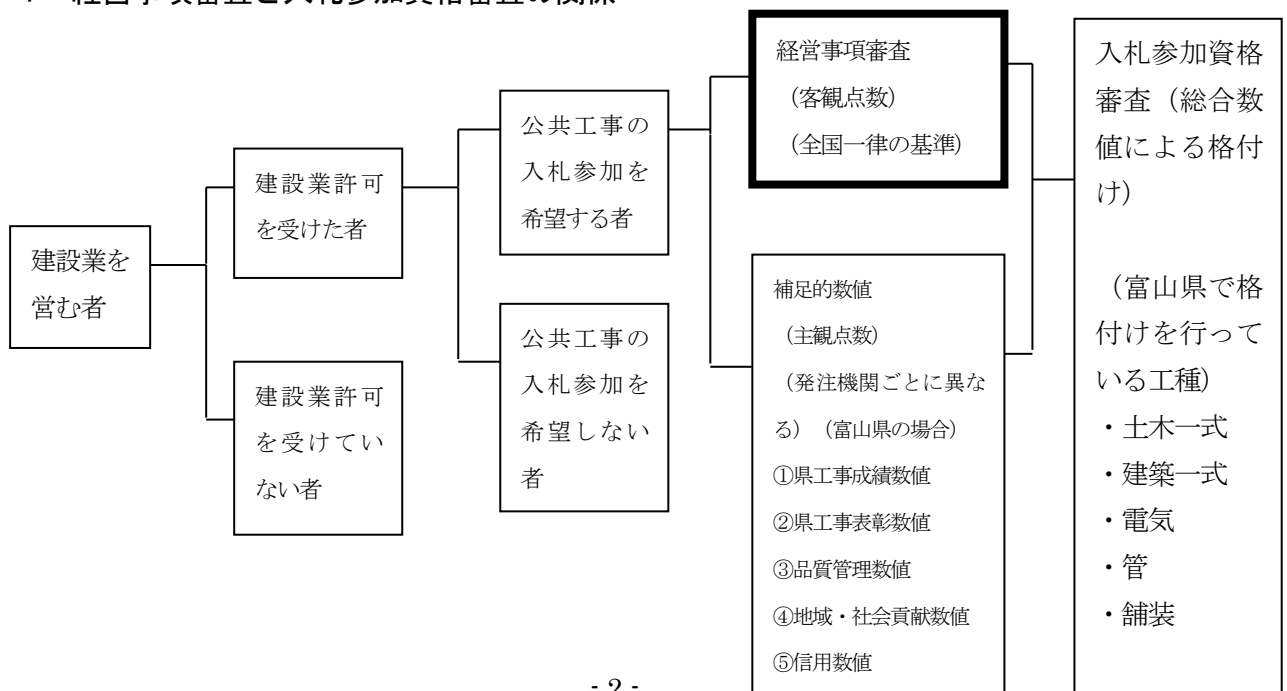
#### (2)申請時期

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から1年7か月間の「公共工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要となります。

### 3 建設業許可から入札参加資格審査までの事務手続き



### 4 経営事項審査と入札参加資格審査の関係



## 5 総合評定値（P）（客観点数）の算出方法（経営事項審査の審査項目）

経営事項審査は、国土交通省へ登録している経営状況分析機関への「経営状況分析（Y）」申請、富山県への「経営規模等評価（XZW）」申請、「総合評定値（P）」請求の3つで構成されています。

○ 総合評定値（P）の計算方法：

$$\text{総合評定値（P）} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

総合評定値（P）の最高点は2,159点 最低点は-18点

○ 経営規模等評価（XZW）

項目区分	審査項目	ウェイト
経営規模（X）	① 工事種類別年間平均完成工事高	0.25
①：X <sub>1</sub>	② 自己資本額（＝純資産額）	0.15
②～③：X <sub>2</sub>	③ 平均利益額（利払前税引前償却前利益）	
技術力（Z）	④ 技術職員数（業種別に点数化）	0.25
	⑤ 工事種類別年間平均元請完成工事高	
その他の審査項目（社会性等） (W)	⑥ 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設業退職金共済制度加入の有無</li> <li>・ 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無</li> <li>・ 法定外労働災害補償制度加入の有無</li> <li>・ 若年技術職員の継続的な育成及び確保</li> <li>・ 新規若年技術職員の育成及び確保</li> <li>・ CPD単位取得数</li> <li>・ 技能レベル向上者数</li> <li>・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況</li> <li>・ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況</li> <li>・ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況</li> <li>・ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況</li> <li>・ 建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無</li> </ul>	0.15
	⑦ 建設業の営業継続の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業年数</li> <li>・ 民事再生法又は会社更生法の適用の有無</li> </ul>	
	⑧ 防災活動への貢献の状況	
	⑨ 法令遵守の状況	
	⑩ 建設業の経理の状況	
	⑪ 研究開発の状況	
	⑫ 建設機械の保有状況	
	⑬ 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	

○経営状況分析（Y）

項目区分	審査項目	ウェイト
経営状況（Y）	① 総支払利息比率	0.20
①～②：負債抵抗力	② 負債回転期間	
③～④：収益・効率性	③ 総資本売上総利益率	
⑤～⑥：財務健全	④ 売上高経常利益率	
⑦～⑧：絶対的力量	⑤ 自己資本対固定資産比率	
	⑥ 自己資本比率	
	⑦ 営業キャッシュフロー（絶対額）	
	⑧ 利益剰余金（絶対額）	

※ 総合数値算出方法

総合数値＝経営事項審査における総合評定値（P）＋補足的数値（各発注機関が別に定める）

○経営規模等評価申請・総合評定値請求の手続き

1 申請の時期等

経営規模等評価・総合評定値は、申請・請求を行う日の直近の決算日（これを審査基準日といいます。）における企業評価となっていますので、いつでも申請することができます。ただし、土木センターが審査日時を指定しますので、あらかじめ担当者と連絡を取ってください。

たとえば、9月30日決算の方が、令和5年1月1日に申請を行う場合は、令和4年9月30日を審査基準日として受審することになります。

また、審査基準日現在では建設業の許可を受けていなくても、申請時に許可を受けていれば、審査を受けることができますし、完成工事高が「ゼロ」であっても受けることができます。

2 申請に必要な提出書類（様式）一覧

書類の名称	様式
経営規模等評価申請書・総合評定値請求書	様式第二十五号の十四
工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高	様式第二十五号の十四 別紙一
技術職員名簿	様式第二十五号の十四 別紙二
その他の審査項目（社会性等）	様式第二十五号の十四 別紙三
工事経歴書	様式第二号
手数料等納付証明書貼付用紙	
経営状況分析結果通知書	様式第二十五号の十三
経理処理の適正を確認した旨の書類（該当する場合のみ。P18を参照のこと。）	経営事項審査の事務取扱いについて（通知）様式第2号
建設機械の保有状況一覧表（該当する場合のみ。P20を参照のこと）	富山県様式

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書	様式第7号
継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿 (申請を行う技術職員の中に継続雇用制度の適用を受けている者がいる場合のみ。P11を参照のこと。)	経営事項審査の事務取扱いについて(通知)様式第3号
CPD単位を取得した技術者名簿(該当する場合のみ。P27を参照のこと。)	経営事項審査の事務取扱いについて(通知)様式第4号
技能者名簿(該当する場合のみ。P28を参照のこと。)	経営事項審査の事務取扱いについて(通知)様式第5号
外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書(国土交通大臣による認定を受けた場合に提出)	国土交通大臣が認定した子会社を外国に有する建設業に係る経営事項審査について(通知)別紙3
委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面(申請者の他に申請書又は建設業法施行規則第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者(財務書類を調製した者等を含む。))がある場合のみ)	

### 3 提出部数・提出先

<紙申請の場合>

正本1部、副本2部の計3部を土木センターに提出してください。審査した後、受付印を押して副本1部をお返しします。

<電子申請の場合>

建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)にて申請してください。

[https://www1.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_tkl\\_000001\\_00019.html](https://www1.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tkl_000001_00019.html)

### 4 受理できない申請書

- (1) 申請する日までに、審査対象建設業について建設業許可を受けていない場合
- (2) 虚偽の申請内容と認められる場合
- (3) 建設業法に基づく「変更等の届出」をされていない場合
  - ① 毎事業年度(決算期)経過後の届出…4か月以内(工事経歴書・工事施工金額・財務諸表・納税証明書・使用人数・定款等)
  - ② 商号(名称)・所在地・資本金・役員等の変更の届出
  - ③ 経營業務の管理責任者・営業所技術者等の変更の届出
- (4) その他内容の審査が困難と認められる場合

### 5 手数料(経営状況分析は除きます。)

(1) 金額

経営規模等評価(XZW)の申請及び総合評定値(P)の請求をされる方は、1業種の場合は11,000円となり、1業種追加ごとに2,500円を加算した額になります。

審査業種数	手数料の額	審査業種数	手数料の額	審査業種数	手数料の額	審査業種数	手数料の額
1業種	11,000	6業種	23,500	11業種	36,000	16業種	48,500
2業種	13,500	7業種	26,000	12業種	38,500	17業種	51,000
3業種	16,000	8業種	28,500	13業種	41,000	18業種	53,500
4業種	18,500	9業種	31,000	14業種	43,500	19業種	56,000
5業種	21,000	10業種	33,500	15業種	46,000	20業種	58,500

## (2) 納入方法

### <紙申請の場合>

審査業種数に対応した「手数料等納付証明書貼付用紙」を印刷し、手数料収納窓口で手数料を納付してください。その際発行されるレシートを「手数料等納付証明書貼付用紙」に貼付け、副本用をコピーの上、管轄の土木センターに提出してください。

手数料収納窓口の設置場所や納付方法の詳細は、出納局出納課のホームページでご確認ください。

<https://www.pref.toyama.jp/1800/kurashi/seikatsu/shoshi/20241212.html>

### <電子申請の場合>

建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）にて納入してください。

[https://www1.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_tk1\\_000001\\_00019.html](https://www1.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html)

## 6 完成工事高における消費税の取扱い

経営規模等評価（XZW）の申請及び総合評定値（P）の請求（経営状況分析（Y）の申請を含む。）を行うに当たっては、財務諸表を税抜方式で作成することが建設業法施行規則で定められています。

そのため、工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（建設業法施行規則別記様式）及び工事経歴書（同様式）の完成工事高は消費税を除いたもの（契約金額の110分の100に相当する金額）で作成してください。

ただし、消費税について免税業者の場合は、契約金額をそのまま記載すればよく、申請書類等の作成に当たって契約金額の110分の10に相当する金額を減ずる必要はありません。

## 7 完成工事高の中身

各業種の完成工事高に計上することができるのは、建設工事に限られます。

すなわち、除雪、伐採、樹木の維持管理（剪定）、除草、保守点検業務委託、調査目的のボーリング、埋蔵物発掘調査、清掃、雪囲いをはじめとする各種の委託業務は完成工事高ではなく、兼業事業売上高となります。（委託業務は完成工事高として評価できませんので、経営状況分析からやり直していただくことになります。）

## 8 共同企業体で請け負った工事の完成工事高

共同企業体で請け負った工事については、請負代金額を出資比率で按分した金額が完成工事高となります。出資比率を超えて工事を行っても当該工種の完成工事高とは認められません。（ペーパーJVの疑いがあります。）

### <参考> ペーパーJV

ペーパーJVとは、文字通り紙（協定書）のうえだけの共同企業体という意味であり、建設工事を共同連帯して施工する共同企業体の本旨に反して一部の構成員のみが施工にあたり、他の構成員は、実際に施工にあたった業者から、見込利益相当額を名義料的に受け取るのみで、なんら工事に関与しない形態をいいます。

施工に関与しないものがあるという点において、共同施工という共同企業体の本来の意義が失われ、単なる工事配分にとどまらず、ひいては不良、不適格業者の工事参入を助長するものともなりかねません。

ペーパーJVは、その実施方法如何によっては建設業法において禁止されている一括下請けに該当することも考えられますので、建設業法上からも違法の疑いが強く、排除されなければなりません。

## 9 業種追加

### (1) 提出書類

- ・経営状況分析結果通知書は不要
- ・経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書（経営規模等評価等対象建設業欄（項番16）には、追加業種を含めて全業種を記入し、追加業種に丸を付ける。）
- ・工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高 別紙1（追加業種を含めて全業種記入）
- ・手数料等納付証明書貼付用紙（追加業種分）
- ・技術職員名簿 別紙2
- ・その他の審査項目（社会性等） 別紙3
- ・工事経歴書（追加業種分のみ）
- ・CPD単位を取得した技術者名簿（該当がある場合）
- ・技能者名簿（該当がある場合）
- ・前回の経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書の写し

### (2) 注意事項

- ・経営状況分析をやり直す必要はありません。
- ・業種追加は、新たに許可業種を追加した場合や、入札参加資格申請等で急を要する事情がある場合に限り、当初申請の結果に影響がない範囲で認めるものです。当初申請の内容を変更することはできません。

（例）当初の審査対象業種：（土）

※とび・土工・コンクリート工事の完成工事高を土木一式工事に積み上げていた場合、とび・土工・コンクリート工事を業種追加することはできません。

- ・申請書で変更が想定されるのは、前回の申請時の許可番号（項番 03）（許可換えした場合）、許可を受けている建設業（項番 15）、経営規模等評価等対象建設業（項番 16）だけです。
- ・工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（別紙一）に追加する業種の工事高を書き加えます。その際、当初申請時にその他工事に振り分けられていた完成工事高を追加する業種の完成工事高に振り分けることができます。ただし、2年平均、3年平均の選択を変更することはできません。
- ・手数料額＝8,500円＋2,500円×（追加業種数）

## 10 重点調査

完成工事高に対して技術職員数が少ない・多い場合や、完成工事高が消費税の課税標準額を上回る場合等には、重点調査を実施します。

具体的には、土木センターにおいて対面審査を行い、必要な報告や資料の提出を求め、一括下請けや現場技術者の配置義務違反、完成工事高・技術職員数の水増し等建設業法違反がないか確認します。

## 11 個人の世代交代及び法人成りで完成工事高、経営状況等を引き継げる場合

### (1) 個人の世代交代

個人が以下の条件の全てに該当する場合、完成工事高、経営状況（損益計算書部分）、営業年数等について「組織変更」と見なして計算する。

- ①個人である建設業者の相続人が営業を引き継ぐ建設業者となること。
- ②技術職員名簿に記載された技術者が同一であること。
- ③職員の50%以上を引き継ぐこと。
- ④機械・運搬具、工具器具・備品等の営業用の資産の全てを相続すること。

### (2) 個人の法人成り

個人である建設業者が設立する会社が次の条件の全てに該当する場合、完成工事高、経営状況（損益計算書部分）、営業年数等について「組織変更」と見なして計算する。

- ①個人である建設業者が会社の代表者となること。
- ②会社における経營業務の管理責任者が当該個人であること。
- ③技術職員名簿に記載された技術者が同一であること。
- ④職員の50%以上を引き継ぐこと。
- ⑤機械・運搬具、工具器具・備品等の営業用の資産の全てを相続すること。
- ⑥当該個人が会社の出資総額の50%以上を出資していること。

## 12 完成工事高の積み上げ

### (1) 一式工事業への他の工事業の算入

審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という。）である場合において、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の年間平均完成工事高

を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。（表1参照）

(2)一式工事業以外の工事業の算入

審査対象建設業が一式工事業以外の建設業である場合において、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の年間平均完成工事高に含めることができます。（表2参照）

表1 一式工事の完成工事高に含めることができる専門工事

一式工事名	含めることができる専門工事
土木一式工事	とび・土工・コンクリート工事
	石工事
	ほ装工事
	しゅんせつ工事
	水道施設工事
	鋼構造物工事 (土木に関する工事に限る)
	解体工事
建築一式工事	大工工事
	左官工事
	とび・土工・コンクリート工事 (建築に関する工事に限る)
	屋根工事
	タイル・れんが・ブロック工事
	板金工事
	ガラス工事
	防水工事
	内装仕上工事
	熱絶縁工事
	建具工事
	電気工事 (建築に関する工事に限る)
	管工事 (建築に関する工事に限る)
	鋼構造物工事 (建築に関する工事に限る)
	鉄筋工事 (建築に関する工事に限る)
	塗装工事 (建築に関する工事に限る)
	解体工事

表2 専門工事の完成工事高に含めることができる専門工事

専門工事名	含めることができる専門工事
とび・土工・コンクリート工事	石工事
	タイル・れんが・ブロック工事
	解体工事
石工事	とび・土工・コンクリート工事
屋根工事	板金工事
電気工事	電気通信工事
	消防施設工事
	熱絶縁工事
管工事	水道施設工事
	消防施設工事
	とび・土工・コンクリート工事
タイル・れんが・ブロック工事	とび・土工・コンクリート工事
鋼構造物工事	鉄筋工事
板金工事	屋根工事
ガラス工事	建具工事
内装仕上工事	建具工事
熱絶縁工事	管工事
電気通信工事	電気工事
建具工事	板金工事
	ガラス工事
水道施設工事	管工事
消防施設工事	電気工事
	管工事

13 確認書類

<紙申請の場合>

申請書の記載内容を確認するため、次の書類の写しを漏れなく提示してください。また、**提出**となっている確認書類は提出してください。

なお、提示のない場合は保留とし、改めて対面審査を行います。

<電子申請の場合>

申請書の記載内容を確認するため、次の書類を漏れなく添付してください。

〔経営規模〕

確認事項	確認書類	チェック欄
完成工事高 元請完成工事高	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事経歴書に記載した請負代金の大きい上位3件（3件に満たない場合は全て）の工事（建設工事の種類毎）の発注者・請負者・工事名・金額・工期・工事内容が確認できる契約書（契約書がない場合は請書・注文書・請求書等） <ul style="list-style-type: none"> <li>※請求書が提示、添付された場合には、当該請求に対する入金等、確認が必要と認められる事項について書面を使い提示、添付していただくことがあります。</li> <li>※申請内容に疑義がある場合は、全ての工事の契約書を確認します。</li> </ul> </li> <li>・ J V工事がある場合は、出資比率が確認できるJ V協定書 <ul style="list-style-type: none"> <li>※工事経歴書に記載した工事順に整理して提示してください。</li> </ul> </li> </ul>	
自己資本額 (項番17)	貸借対照表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の場合は建設業法施行規則様式第十五号</li> <li>・ 個人の場合は建設業法施行規則様式第十八号</li> </ul>	
利払前税引前償却前利益 (項番18)	ア 営業利益 損益計算書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の場合は建設業法施行規則様式第十六号</li> <li>・ 個人の場合は建設業法施行規則様式第十九号</li> </ul> イ 減価償却実施額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の場合は、法人税申告書別表16(1)及び(2)                法人税申告書別表16(4)(6)(7)(8)は該当する場合のみ</li> <li>・ 個人の場合は、所得税青色申告決算書の控え又は収支内訳書の控え</li> </ul>	

〔技術力〕

確認事項	確認書類	チェック欄
技術職員 (別紙二)	ア 技術職員の資格を証明する書類 (P12の「資格区分ごとの確認書類一覧」参照。)  [補足] ・ 1人の技術職員あたり申請できるのは2業種までに限ります。  イ 技術職員の雇用関係を証明する書類 (審査基準日を含むもの)	

確認事項	確認書類	チェック欄
	<p><b>【申請者が法人である場合】</b> 次のいずれかの書類で確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 事業所の名称が記載された雇用保険被保険者資格取得確認通知書</li> <li>(イ) 所属企業の雇用証明書</li> <li>(ウ) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書</li> </ul> <p><b>【申請者が個人事業主である場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用証明書または確定申告書</li> </ul> <p><b>【当該職員が後期高齢者である場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属企業の雇用証明書または住民税特別徴収税額通知書又は確定申告書</li> </ul> <p><b>【当該職員が出向社員の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協定書（審査基準日以前6ヶ月を超える在籍期間が確認できるもの）及び出向元の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書</li> </ul> <p><b>【上記の書類を提出できないことに正当な理由がある場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び各個人ごとの審査基準日の属する月を含む直前7ヶ月分の給与支払内容が確認できる書類（例：給与台帳、賃金台帳、源泉徴収簿）</li> </ul> <p>※ 事業所の名称が記載された雇用保険被保険者資格取得確認通知書または所属企業の雇用証明書を提示する場合は、別紙二に記載した技術者の頁番号（項番81）及び通番を余白部分に記載してください。</p> <p>※ 評価対象となる技術職員とは、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者に限られています。</p> <p>[補足] 次に掲げるような者は職員として認められません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者</li> <li>(イ) 他の建設業者の営業所において専任の技術者となっている者</li> <li>(ウ) 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引主任者等他の法令により特定の事務所において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合において、その事務所等において専任を要する者を除く。）</li> <li>(エ) 前記（ア）から（ウ）までに掲げる者のほか、他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営</li> </ul>	

確認事項	確認書類	チェック欄
	<p>業等について専任に近い状態にあると認められる者 (オ) 労務者、パート、アルバイト</p> <p>ウ 継続雇用制度の適用を受けている者がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続雇用制度について定めた就業規則（労働基準監督署の受付印のあるもの）又は労働協約</li> <li>※常時 10 人以上の労働者を使用する場合には、就業規則の作成及び労働基準監督署への届出が必要</li> <li>・「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」（様式第 3 号）<b>提出</b></li> </ul>	

## 資格区分ごとの確認書類一覧

	資 格 区 分						
	1級 監理 受講者	1級 技術者	監理技術 者補佐	基幹 技能者	2級 技術者	その他 技術者 <sup>※4</sup>	レベル3 又は レベル4 技能者
合格証明書 等 <sup>※1</sup>	◎	◎	◎		◎	(◎)	
監理技術者 資格者証	○		○ <sup>※2</sup>				
監理技術者 講習修了証	○						
登録基幹技 能者講習修 了証				○			
実務経験証 明書(様式 第九号)		◎ <sup>※3</sup>			◎ <sup>※3</sup>	◎	
卒業証明書						(◎)	
能力評価 (レベル判 定)結果通 知書							◎

◎…＜紙申請の場合＞

経審を初めて受ける場合や、前回受審時から技術者の追加・資格変更があった時のみ提出すること

＜電子申請の場合＞

毎回、添付すること

但し、JCIPにおいて、資格情報をバックヤード連携できる場合は、添付を要しない。

○…毎回、提出すること

<sup>※1</sup> 建設業法 27 条第 1 項に規定する技術検定に合格したことを証明する書類は、合格証明書を原則としますが、技術検定の合格後合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書に代えることができます。

<sup>※2</sup> 監理技術者の要件を満たす者（建設業法第 15 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者）

<sup>※3</sup> △<sub>3</sub>、△<sub>5</sub>の資格を申請する場合（P43-50の資格区分コード表を参照）

<sup>※4</sup> 「その他技術者」の要件の確認書類として、当該資格の内容に応じ、合格者証明書等、卒業証明書、実務経験証明表等が必要になる場合があります。詳しくはP43-50の資格区分コード表を参照ください。

**【参考 資格区分】**

- 1 級監理受講者：1 級技術者該当＋監理技術者資格者証保有＋監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していないこと
- 1 級技術者：1 級技術検定合格者、1 級建築士及び技術士
- 監理技術者補佐：建設工事の種類に応じた1 級技士補であって、主任技術者要件を満たす者または建設工事の種類に応じた監理技術者要件を満たす者
- 基幹技能者：登録基幹技能者講習修了
- 2 級技術者：2 級技術検定合格者、第1 種電気工事士、消防設備士及び1 級技能士
- その他技術者：級技能士、実務経験者等
- レベル3 又はレベル4 技能者：認定能力評価基準によりレベル3 又は4 認定された者

〔その他の審査項目（社会性等）〕

確認事項	確認書類	チェック欄
建設業退職金共済制度加入の有無（項番41）	建設業退職金共済事業加入・履行証明書（建退共富山県支部発行） <b>提出</b>	
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無（項番42）	<p>ア 退職一時金制度            &lt;次のいずれかが必要です。&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働協約又は就業規則（労働基準監督署の受付印のあるもの）等の文書に加えて、積立状況が確認できるもの（決算期における退職積立金又は別途積立金の計上等）若しくは支払実績が確認できるもの</li> <li>※常時10人以上の労働者を使用する場合には、就業規則の作成及び労働基準監督署への届出が必要</li> <li>・中小企業退職金共済の加入証明書に加えて、領収証及び加入者名が確認できるもの等（掛金の振替結果ハガキ等）</li> <li>・特定退職金共済の加入証明書に加えて、口座引落としが確認できるもの及び加入者名が確認できるもの等</li> </ul> <p>[補足]            期間雇用に係る労働者、試用期間中の労働者その他これらに類する者を除き、原則として建設業に従事するすべての従業員を対象とするものであることが必要です。労働協約又は就業規則において退職手当の定めがある場合においても、著しく低額であり名目的制度に過ぎないか、あるいは全く支払いが行われていない等と認められるものについては認められません。</p> <p>イ 企業年金制度            &lt;次のいずれかが必要です。&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金基金加入証明書及び審査基準日を含む月に加入していることが確認できる領収書等</li> <li>・適格退職年金を締結していることがわかる書類（国税庁長官の認定番号が記載されている通知文書及び審査基準日を含む月に加入していることが確認できる領収書等）</li> <li>・確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書及び審査基準日を含む月の領収書</li> <li>・確定拠出年金契約書及び審査基準日を含む月の領収書</li> <li>・確定給付企業年金の場合、企業年金基金の発行する加入証明書又は資産管理運用機関の発行する加入証明書及び審査基準日を含む月の領収書</li> </ul>	
法定外労働災害補償制度導入の有無（項番43）	<p>&lt;次のいずれかが必要です。&gt;</p> <p>審査基準日を含む月に加入していることが確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（公財）建設業福祉共済団の建設労災補償共済制度加入証明書</li> <li>・（一社）全国建設業労災互助会の加入証明書兼領収書</li> <li>・（一社）全国労働保険事務組合連合会の労働災害共済加入証明書</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業等協同組合法に定める所定の認可を受けた共済事業を行うものの労働災害共済加入証明書</li> <li>・ 保険会社の所定の要件を全て満たす契約の保険証券、加入証明書</li> <li>・ 建設業団体等（民法第34条の公益法人であるものに限る。）が発行する団体保険制度への加入を証明する書類又は保険会社が発行する団体保険制度への加入を証明する書類（所定の要件及び申請者の名称が確認できるものに限る。）</li> </ul> <p>※準記名式の普通傷害保険については、審査基準日を含む年度の概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面</p> <p>[補足]</p> <p>審査基準日を含む月に加入していることが確認できるものに限り、また、上記の所定の要件とは、次のすべてに該当することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 業務災害と通勤災害（出勤及び退勤中の災害）のいずれも対象とすること。</li> <li>イ 直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあつては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること。</li> <li>ウ 少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までにかかる身体障害のすべてを対象とすること。ただし、業務起因性の疾病については、対象としなくても差し支えない。</li> </ul>	
<p>若年技術職員の継続的な育成及び確保 (項番44)</p>	<p>項番47が「1. 該当」となる場合 別紙二の技術職員名簿において、満35歳未満の技術職員の生年月日を確認します。</p> <p>原則、10ページ記載の「イ 技術職員の雇用関係を証明する書類」により生年月日を確認しますが、「技術職員の雇用関係を証明する書類」として給与台帳、賃金台帳、源泉徴収簿等を提示される場合には、次のいずれかの書類で確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 監理技術者資格者証</li> <li>(イ) 国家資格等の合格証明書</li> <li>(ウ) 運転免許証や住民基本台帳カード等の生年月日が記載されている公的書類</li> </ul>	
<p>新規若年技術職員の育成及び確保 (項番45)</p>	<p>項番48が「1. 該当」となる場合 別紙二の技術職員名簿における満35歳未満の新規掲載者を証明する書類として、次のいずれかの書類で確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 前年同日を審査基準日とする経営規模等評価申請書(控)</li> <li>(イ) 上記(ア)を提示できない場合（前年の審査を受けていない場合等）は次の書類で確認します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに6ヶ月を超える恒常的雇用関係が認められた者 → 事業所の名称が記載された雇用保険被保険者資格取得確認通知書、所属企業の雇用証明書、雇用契約書等</li> <li>・ 新たに資格を取得した者 → 合格証明書等</li> <li>・ 新たに実務経験者となった者 → 実務経験証明書</li> </ul> </li> </ul>	

<p>CPD単位取得数 (項番46)</p>	<p>ア CPD単位取得数 ・「技術者数」欄に計上された者が取得したCPD単位数を証する書面等<b>提出</b> ※審査基準日以前1年間に取得した単位に係るもの</p> <p>イ 技術者数 ・「CPD単位を取得した技術者名簿」(様式第4号) <b>提出</b></p>	
<p>技能レベル向上者数 (項番47)</p>	<p>ア 技能レベル向上者数(該当がある場合) ・「技能者数」欄に計上された者が能力評価基準により受けた評価(レベル2~4)を証する書面(能力評価(レベル判定)結果通知書)等<b>提出</b> ※評価年月日が審査基準日以前3年間に受けた評価に係るもの</p> <p>イ 技能者数(該当がある場合) ・「技能者名簿」(様式第5号) <b>提出</b> ・作業員名簿<b>提出</b> ※審査基準日において稼働している工事に係るもので以下の記載がある部分 ・氏名、生年月日及び年齢 ・職種 ・社会保険加入状況</p> <p>ウ 控除対象者数(該当がある場合) ・「技能者数」欄に計上された者のうち、能力評価基準により受けた評価(レベル4)を証する書面(能力評価(レベル判定)結果通知書)等<b>提出</b> ※評価年月日が審査基準日の3年前の日以前に受けた評価に係るもの</p>	
<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 (項番48)</p>	<p>・直近の「基準適合一般事業主認定通知書」、「基準適合事業主認定通知書」等の都道府県労働局長から交付された書面<b>提出</b> ※通知日が審査基準日以前であることが必要</p> <p>・認定の取消又は辞退が行われていないことを示す書面<b>提出</b> 厚生労働省公表資料「公共調達加点評価を受けることができる「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定企業一覧」</p>	
<p>次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 (項番49)</p>	<p>・直近の「基準適合一般事業主認定通知書」、「基準適合事業主認定通知書」等の都道府県労働局長から交付された書面<b>提出</b> ※通知日が審査基準日以前であることが必要</p> <p>・認定の取消又は辞退が行われていないことを示す書面<b>提出</b> 厚生労働省公表資料「くるみん認定及びプラチナくるみん認定企業名都道府県別一覧」</p>	
<p>青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認</p>	<p>・直近の「基準適合一般事業主認定通知書」、「基準適合事業主認定通知書」等の都道府県労働局長から交付された書面<b>提出</b> ※通知日が審査基準日以前であることが必要</p>	

<p>定の状況 (項番50)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定の取消又は辞退が行われていないことを示す書面<b>提出</b> 若者雇用促進総合サイト公表資料「ユースエール認定企業覧」</li> </ul>	
<p>建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 (項番51)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(様式第6号)<b>提出</b></li> </ul>	
<p>建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度の宣言の有無(項番52)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度」に関する誓約書(様式第7号)<b>提出</b> ※宣言日が審査基準日以前であることが必要</li> <li>・自主宣言制度において、宣言していることを証する書面の写し<b>提出</b> ※自主宣言制度ホームページにおける各宣言企業の詳細ページからダウンロードすること</li> </ul>	
<p>営業年数 (項番53)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最初に建設業の許可(登録)を受けた時期がわかる書類(建設業許可通知書等)(初めて申請を行う場合のみ)</li> </ul> <p>[補足]</p> <p>初めての許可(登録)年月日から審査基準日までの建設業の営業年数(年未満は切捨て)とし、休業期間、廃業期間、建設業許可を受けずに営業を行っていた期間は営業年数に含みません。</p> <p>商業登記簿法の規定に基づく組織変更、法人成り又は相続等で、一定の要件を満たす場合、当該変更等の前に既に建設業の許可を有していたことがある者については、当該許可を受けた時を営業年数の起算点とします。</p>	
<p>民事再生法又は会社更生法の適用の有無 (項番54)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査対象営業年度に再生手続開始又は更正手続開始の決定を受けた場合は、その開始日を証明する書面</li> <li>・審査対象営業年度に再生手続終結又は更正手続終結の決定を受けた場合は、その決定日を証明する書面</li> </ul>	
<p>防災活動への貢献の状況(防災協定の締結の有無) (項番55)</p>	<p>&lt;次のいずれかが必要です。&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定書</li> <li>・社団法人等申請者が加入する団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類(当該団体の活動計画書や証明書等)<b>提出</b></li> </ul>	
<p>監査の受審状況 (項番58)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1.会計監査人の設置」の場合 有価証券報告書又は監査報告書(無限定適正意見又は限定付適正意見が付されているものに限る。)</li> <li>・「2.会計参与の設置」の場合 会計参与報告書</li> <li>・「3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出」の場合 以下の要件を満たし、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者が署名した、経理処理の適正を確認した旨の</li> </ul>	

	<p>書類（経営事項審査の事務取扱について（通知）様式第2号） 提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（ア）公認会計士（公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者）</li> <li>（イ）税理士（所属税理士会が認定する研修を受講した者）</li> <li>（ウ）一級登録経理試験に合格した翌年度の開始の日から審査基準日までに5年を経過していない者</li> <li>（エ）一級登録経理講習を受講した翌年度の開始の日から審査基準日までに5年を経過していない者</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格を証する書面又は合格証書提出</li> <li>・一級登録経理試験合格証明書（建設業法施行規則様式第二十五号の九）提出</li> <li>・一級登録経理講習修了証明書（建設業法施行規則様式第二十五号の十）提出</li> </ul>	
<p>公認会計士等の数（項番59）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格を証する書面又は合格証書提出</li> <li>・一級登録経理試験合格証明書（建設業法施行規則様式第二十五号の九）提出</li> <li>・一級登録経理講習修了証明書（建設業法施行規則様式第二十五号の十）提出</li> <li>・常時雇用を証明する書類 11ページの「イ 技術職員の雇用関係を証明する書類」を参照ください。 〔補足〕 以下の要件を満たし、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者の数をいいます。 （ア）公認会計士（公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者） （イ）税理士（所属税理士会が認定する研修を受講した者） （ウ）一級登録経理試験に合格した翌年度の開始の日から審査基準日までに5年を経過していない者 （エ）一級登録経理講習を受講した翌年度の開始の日から審査基準日までに5年を経過していない者</li> </ul>	
<p>2級登録経理試験合格者等の数（項番60）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二級登録経理試験合格証明書（建設業法施行規則様式第二十五号の九）提出</li> <li>・二級登録経理講習修了証明書（建設業法施行規則様式第二十五号の十）提出</li> <li>・常時雇用を証明する書類 10ページの「イ 技術職員の雇用関係を証明する書類」を参照ください。 〔補足〕 以下の要件を満たし、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者の数をいいます。 （ア）二級登録経理試験に合格した翌年度の開始の日から審査基準日までに5年を経過していない者 （イ）二級登録経理講習を受講した翌年度の開始の日から審査基準日までに5年を経過していない者</li> </ul>	

<p>研究開発の状況 (項番61)</p>	<p>&lt;次のいずれかが必要です。&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注記表（建設業法施行規則様式第十七号の二）</li> <li>・有価証券報告書</li> </ul>	
<p>建設機械の保有状況 (項番62)</p>	<p>&lt;次のいずれも必要です。&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の保有状況一覧表 <b>提出</b></li> <li>・保有状況一覧表に記載した建設機械全ての売買契約書、販売証明書の写し又はリース契約書（審査基準日から1年7ヶ月以上の契約期間を有するもの）</li> <li>・建設機械の定期検査に係る次の書類の写し <ul style="list-style-type: none"> <li>ア ショベル系掘削機、</li> <li>・ブルドーザー（自重が3t以上）</li> <li>・トラクターショベル（バケット容量が0.4m<sup>3</sup>以上）</li> <li>・モーターグレーダー（自重が5t以上）</li> <li>・高所作業車（作業床の高さが2m以上）</li> <li>・不整地運搬車</li> <li>・締固め用機械（ロードローラー（ハンドガイドローラーを含む）、タイヤローラー、振動ローラーに限る）</li> <li>・解体用機械（ブレイカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機に限る）の場合 →特定自主検査記録表（審査基準日の直前1年以内のもの） ※コンパクトやランマー等明確に自走能力が無い建設機械を除く ※ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合は、重複して加点しない。</li> <li>イ ダンプ車（自動車検査証の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」、「ダンプセミトレーラ」と記載）の場合及びアスファルト・フィニッシャ（自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載のある大型特殊自動車）の場合 →自動車検査証（審査基準日が有効期間内に含まれているもの） ※ダンプ車については、自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があるものを除く。</li> <li>ウ 移動式クレーン（つり上げ荷重3t以上）の場合 →移動式クレーン検査証（審査基準日が有効期間内に含まれているもの）</li> </ul> </li> </ul>	
<p>国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況</p>	<p>ア エコアクション21</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「認証・登録証」（（一財）持続性推進機構） <b>提出</b></li> <li>※審査基準日が有効期限内であることが必要</li> <li>※「段階的認証」又は「サイト認証」と記載がある場合で</li> </ul>	

(項番63) (項番64) (項番65)	あつて、かつ、認証範囲に建設業が含まれていない場合 や一部の支店等に限定されている場合を除く。  イ ISO9001、14001 ・審査基準日において国際標準化機構第9001号又は第14001号の規格により登録されていることを証明する書面 ※建設業許可を取得している全ての営業所で取得されている必要があります。	
その他	前回の経営規模等評価申請書（再審査申立書）・総合評定値請求書（控） 前回の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(控) 消費税納税証明書（富山県内税務署発行その1様式） ※免税業者の方も必要です。	



自己資本額 項番 1 7 3 5 10 13 (千円) 2 (1. 基準決算) 2. 2期平均

2期平均を選択する場合に記入する。

基準決算	5 2 0 0 0 0 (千円)
直前の審査基準日	4 8 0 0 0 0 (千円)

利益額 (2期平均) 1 8 3 5 10 (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

損益計算書の営業利益の額を記入。

審査対象事業年度	審査対象事業年度の	前審査対象事業年度	
営業利益	1 0 0 0 0 0 (千円)	営業利益	1 5 0 0 0 0 (千円)
減価償却実施額	1 0 0 0 0 0 (千円)	減価償却実施額	1 0 0 0 0 0 (千円)

別紙二「技術職員名簿」に記載した技術職員の人数の合計を記入。

技術職員数 1 9 3 5 1 5 (人)

法人：法人税申告書別表16(1)及び(2)の当期償却額を記入。  
個人：所得税青色申告決算書又は取次内訳書の減価償却費の額を記入。

登録経営状況分析機関番号 2 0 3 5 0 0 0 1

経営状況分析を受けた機関の名称  
〇×センター

工事種別別完成工事高、工事種別別元請完成工事高については別紙一による。  
技術職員名簿については別紙二による。  
その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

申請書を実際に作成した人(その内容に係る質問等に回答できる者)の氏名等を記入する。

連絡先

所属等 **総務課** 氏名 **富山 四郎** 電話番号 **076-444-3316**

ファックス番号 **076-442-7954**

2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高  
工事種類別元請完成工事高

計算基準は工事種類別完成工事高及び工事種類別元請完成工事高で共通。

計算基準の区分

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 0 2 年 0 4 月 至 0 3 年 0 3 月										審査対象事業年度 自 0 3 年 0 4 月 至 0 4 年 0 3 月										19 (1.2年平均) 2.3年平均																			
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					年 月～ 年 月					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					年 月～ 年 月																								
業種 コード	完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)										完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)									
3 2 0 1 0	2 5 0 0 0 0 0										2 0 0 0 0 0 0										3 0 0 0 0 0 0										2 5 0 0 0 0 0									
工事の種類	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表										完成工事高計算表										元請完成工事高計算表									
土木一式 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度														
3 2 0 1 1	0										0										0										0									
工事の種類	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表										完成工事高計算表										元請完成工事高計算表									
PC 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度														
3 2 0 2 0	5 0 0 0 0 0										5 0 0 0 0 0										1 0 0 0 0 0 0										1 0 0 0 0 0 0									
工事の種類	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表										完成工事高計算表										元請完成工事高計算表									
建築一式 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度														
3 2 0 5 0	2 0 0 0 0 0										0										5 0 0 0 0 0 0										0									
工事の種類	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表										完成工事高計算表										元請完成工事高計算表									
とび・土・コンクリート 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度														
3 3	0										0										0										0									
工事の種類	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表										完成工事高計算表										元請完成工事高計算表									
その他 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度														
3 4	3 0 2 0 0 0 0										2 5 0 0 0 0 0										4 5 0 0 0 0 0										3 5 0 0 0 0 0									
合計	3 0 2 0 0 0 0										2 5 0 0 0 0 0										4 5 0 0 0 0 0										3 5 0 0 0 0 0									
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 ( 1. 有 2. 無 )																																								

当事業年度開始日の直前1年以内に当社の技術職員となった者に○を付す。

経営規模等評価対象種別業種のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を2つ以内で選び該当するコードを記入。

### 技術職員名簿

頁数 81001 頁

1級技術者が、監理技術者資格者証を有する場合であって、監理技術者講習を受けている場合に1を記入。その他の場合は必ず2を記入。

20005

監理技術者資格者証の交付を受けている者について、その交付番号を記入。

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	×川 ×太郎	年 月 日	29	8 2 0 1	2 1 4	2 0 5	2 1 4	2		
2		△田 △子	年 月 日	33	8 2 0 1	1 1 3	1 0 5	1 1 3	1		
3		×村 ×介	年 月 日	34	8 2		1 0 5	1 1 3	1		
4		☆島 ☆夫	年 月 日	35	8 2		2				
5		×山 ■江	年 月 日	40	8 2	0 1 1 1 3	1 0 5	1 1 3	1	第×××××号	
6		×山 ×男	年 月 日	42	8 2	0 1 1 4 1	1 0 5	1 4 1	1	第×××××号	
7	○	※野 ※作	年 月 日	51	8 2	0 1 1 1 3	1 0 5	1 1 3	1	第×××××号	
8		×山 ×兵衛	年 月 日	64	8 2	0 1 1 4 1	1 0 5	1 4 1	1	第×××××号	
9		・	年 月 日		8 2						
10		・									
11		・									
12		・									
13		・	年 月 日		8 2						
14		・									
15		・									
16		・									
17		・									
18		・									
19		・	年 月 日		8 2						
20		・	年 月 日		8 2						
21		・									
22		・									
23		・									
24		・									
25		・	年 月 日		8 2						
26		・									
27		・									
28		・									
29		・	年 月 日		8 2						
30		・	年 月 日		8 2						

技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて該当するコードを記入。

技術職員1人あたりの加点対象業種は2業種に限定。  
 【2業種の考え方】  
 ・1つの資格から2業種選択でもOK  
 例：土木施工管理技士→土木・とび  
 この場合、同じ有資格区分コードを2箇所記入。  
 ・2つの資格から1業種ずつ選択でもOK  
 例：土木施工管理技士・建築施工管理技士→土木・建築

「講習受講」欄について  
 申請する業種について次の①から③のすべてを満たす場合は1を、その他の場合は2を記入。  
 ① 法第15条第2号イに該当する者であること(1級技術者)  
 ② 監理技術者資格者証の交付を受けていること  
 ③ 法第26条の6から8までの規定による講習(監理技術者講習)を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していないこと。  
 例：H31.2.28講習受講の場合  
 ⇒H31.2.28～R6.12.31まで加点対象となる。

別紙三 その他審査項目(社会性等)  
 「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」の技術職員数(A)、若年技術職員数(B)、新規若年技術職員数(C)は、技術職員名簿に基づいて記入。  
 <記載例の場合>  
 技術職員数(A) = 技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数  
 ⇒ 8名(通番1～8)  
 若年技術職員数(B) = 審査基準日において満35歳未満の技術職員の数  
 ⇒ 3名(通番1, 2, 3)  
 新規若年技術職員数(C) = 「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数  
 ⇒ 1名(通番1)

「CPD単位取得数」欄について  
 各技術者が審査基準日以前1年以内に取得したCPDの単位数(複数のCPD認定団体から習得が認定されている場合はいずれか1つのCPD認定団体において習得が認定された単位数)を別表1(国土交通省告示第十五号、別表第十八)の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数(小数点以下端数切捨)を記載。  
 ※計算の結果記載する単位数は各技術者ごとに上限30までとし、30を超えた場合は30とする。  
 ※認定単位がない場合は0と記載

その他の審査項目 (社会性等)

### 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

項番

建設業退職金共済制度加入の有無 4 1 1 [1.有、2.無] 退職一時金制度又は企業年金制度のいずれか一方又は両方を導入している場合

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 4 2 1 [1.有、2.無] 別紙二及び様式第4号に記載されたCPD取得単位数の合計を記載(小数点以下切捨)

法定外労働災害補償制度加入の有無 4 3 1 [1.有、2.無] 別紙二及び様式第4号に記載された人数合計を記載

若年技術職員の継続的な育成及び確保 4 4 1 [1.該当、2.非該当] 技術職員数(A) 8 (人) 若年技術職員数(B) 3 (人) 若年技術職員の割合(B/A) 37.5 (%)

新規若年技術職員の育成及び確保 4 5 1 [1.該当、2.非該当] 様式第5号に記載された人数を記載 新規若年技術職員数(C) 1 (人) 新規若年技術職員の割合(C/A) 12.5 (%)

CPD単位数取得数 4 6 0 0 0 0 0 0 0 0 (単位) 技術者数 0 0 0 0 0 0 (人)

技能レベル向上者数 4 7 0 0 0 0 1 (人) 技能者数 0 0 0 0 0 2 (人) 控除対象者数 0 0 0 0 0 1 (人)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 4 8 1 [1.えるばし認定(1段階目)、2.えるばし認定(2段階目)、3.えるばし認定(3段階目)、4.プラチナえるばし認定、5.非該当] 様式第5号に記載された者のうち、「控除対象」欄に○印がある者の数を記載

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 4 9 1 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当] 様式第5号に記載された者のうち、「レベル向上の有無」欄に○印が記載されている者の数を記載

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 5 0 1 [1.ユースエール認定、2.非該当] 審査対象となる建設工事が全て公共工事の場合(民間工事が無い場合は)「1」を記入

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 5 1 3 [1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当] 4.「全ての建設工事を実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当

建設技能者を大切にす企業自主宣言制度の宣言の有無 5 2 1 [1.有、2.無]

### 建設業の営業継続の状況

初めての許可(登録)日から審査基準日までの満年数を記入。

営業年数 5 3 4 1 (年) 初め許可(登録)を受けた年月日 令和5年5月5日 休業等期間 年 月 備考(組織変更等)

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 5 4 2 [1.有、2.無] 再生手続又は更生手続開始決定日 再生計画又は更生計画認可日 再生手続又は更生手続終結決定日 令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日

法人成りて、既に許可(登録)を有していたことがある場合は、当該許可(登録)を受けた時を営業年数の起算点とする。

### 防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 5 5 1 [1.有、2.無] 当期事業年度開始日の直前1年に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入。

### 法令遵守の状況

営業停止処分の有無 5 6 2 [1.有、2.無] 以下の区分により記入(審査基準日時点)  
「1」…会計監査人の設置を行っており、監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明されている場合  
「2」…会計参与の設置を行っており、会計参与報告書が作成されている場合  
「3」…項番53に記入した者のいずれかが経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合。

指示処分の有無 5 7 2 [1.有、2.無]

### 建設業の経理の状況

監査の受審状況 5 8 4 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数 5 9 0 0 0 (人)

二級登録経理試験合格者等の数 6 0 0 0 0 (人) ①2級の登録経理試験に合格した翌年度の開始の日から審査基準日までに5年を経過していない者 ②2級の登録経理講習を受講した翌年度の開始の日から審査基準日までに5年を経過していない者

### 研究開発の状況

「監査の受審状況」欄において1を記載した場合のみ、改正後注記表又は有価証券報告書の研究開発費の2期平均の額を記入。それ以外の場合は、「0」を記入。

研究開発費(2期平均) 6 1 0 0 0 0 0 0 0 (千円) 審査対象事業年度 審査対象事業年度の前審査対象事業年度

### 建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 6 2 0 5 (台) 対象建設機械の所有(リース等含む)台数を記入。リース等契約の場合は、審査基準日から1年7ヶ月以上の契約期間を有するリース契約等を結んでいる台数を記入。

### 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

エコアクション21の認証の有無 6 3 1 [1.有、2.無] 審査基準日時点において、エコアクション21の認証を取得している(認証範囲に「建設業」が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く)場合、「1」を記入。上記以外は、「2」を記入。

ISO9001の登録の有無 6 4 1 [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無 6 5 2 [1.有、2.無] 審査基準日時点において、(財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001、ISO14001を会社として所有している(認証範囲に「建設業」が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く)場合、「1」を記入。上記以外は、「2」を記入。

【若年技術職員の継続的な育成及び確保】  
若年技術職員の割合(B/A)が【15%以上】に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入。  
<記載例> 若年技術職員数(B)3人 ÷ 技術職員数(A)8人 = 37.5% > 15% ⇒ 1. 該当

【新規若年技術職員の育成及び確保】  
新規若年技術職員の割合(C/A)が【1%以上】に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入。  
<記載例> 新規若年職員数(C)1人 ÷ 技術職員数(A)8人 = 12.5% > 1% ⇒ 1. 該当

※(A)、(B)、(C)は、技術職員名簿に基づいて記入。詳しくは技術職員名簿の記載例を参照。  
※(B/A)、(C/A)は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示。

CPD単位を取得した技術者名簿  
 (技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
二級技士の一次検定試験に合格した者(二級技士補)で該当者のみ記載。 該当がない場合には作成不要。 その他の者は技術職員名簿に記載する。 下記記載要領を参考のうえ、 記載した者の確認資料と併せて提出すること			
「CPD単位」欄について 各技術者が審査基準日以前1年以内に取得したCPDの単位数(複数のCPD認定団体から習得が認定されている場合はいずれか1つのCPD認定団体において習得が認定された単位数)を別表1(国土交通省告示第八十五号、別表第十八)の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数(小数点以下端数切捨)を記載。 ※計算の結果記載する単位数は各技術者ごとに上限30までとし、30を超えた場合は30とする。			
上記技術者が取得したCPD単位の合計(①)			項番46と一致
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計(②)			
CPD単位総計(①+②)			

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。  
 なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル向上の有無	控除対象
1	×川 ×太郎		R2.5.1	○	
2	×山 ×兵衛				○
<p>レベル判定の有無に関わらず、技能者に該当する方は全員掲載してください。</p>		<p>評価無しの方が、レベル1の判定を受けた場合は、技能レベル向上者には該当しません。</p>			
<p>下記記載要領を参考のうえ、記載した者の確認資料と併せて提出すること。  <b>該当がない場合には作成不要。</b>                  技能者とは、審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者です。主任技術者や監理技術者等、建設工事の施工の管理のみに従事した者は技能者には該当しません。</p>					
<p>項番47「技能者数」と一致</p>		<p>項番47「技能レベル向上者数」と一致</p>		<p>項番47「控除対象者数」と一致</p>	
合計	2(人)			1(人)	1(人)

**記載要領**

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号子又は同条第四号子に規定する建設工事に従事する者に該当する者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。)について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

# 工事経歴書

2期又は3期分提出。

決算期間 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

（建設工事の種類） とび・土工・コンクリート 工事

（税込・税抜）

該当するものに丸を付す。

業者番号 05000000 商号又は名称 富山建設（株）

富山県建設工事入札参加資格審査の申請をしている場合、業者番号を記入。

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名 共同企業体(JV)で行った工事についてはその旨記入	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代	うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	完成又は完成予定年月
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記載） 主任技術者 監理技術者				
富山県	元請	JV	〇〇〇工事	富山市	〇〇〇〇		レ	100,000		
富山県	元請		〇〇〇工事	富山市	〇〇〇〇		レ	50,000		
富山市	元請		〇〇〇工事	富山市	〇〇〇〇		レ	20,000		
富山市	元請		〇〇〇工事	富山市	〇〇〇〇		レ	4,500		
富山市	元請		〇〇〇工事	富山市	〇〇〇〇		レ	4,000		
〇〇組（株）	下請		〇〇〇工事	富山市	〇〇〇〇		レ	20,000		
富山県	元請		〇〇〇工事	富山市	〇〇〇〇		レ	3,500		
〇〇建設（株）	下請		〇〇〇工事	富山市	〇〇〇〇		レ	3,000		
富山市	元請		〇〇〇工事	富山市	〇〇〇〇		レ	2,500		
〇〇商事（株）	元請		〇〇〇工事	富山市	〇〇〇〇		レ	2,000		
富山 太郎	元請		〇〇〇工事	富山市	〇〇〇〇		レ	1,000		
			その他 元請工事 〇件					62,500		
			下請工事 〇件					27,000		

①元請工事に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（ただし、軽微な建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。  
例：元請完成工事高合計：250,000千円  
× 70% = 175,000千円 < 178,500千円

②それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（軽微な建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。  
例：完成工事高合計：300,000千円  
× 70% = 210,000千円 < 210,500千円

変更届出書（事業年度の終了）において提出された工事経歴書で個人名を黒塗り等により消去した場合も、経営事項審査においては個人名等を判別できるように記載する。

工事経歴書の作成方法については、本県建設業許可手引きもご参照ください。

ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載。

最終ページにおいて、すべての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載。

小計	〇 件	300,000 千円	〇 千円	うち 元請工事 250,000 千円	〇 千円
合計	〇 件	300,000 千円	〇 千円	うち 元請工事 250,000 千円	〇 千円



別表 1 (国土交通省告示第八十五号、別表第十八)

(公社) 空気調和・衛生工学会	50
(一財) 建設業振興基金	12
(一社) 建設コンサルタツ協会	50
(一社) 交通工学研究会	50
(公社) 地盤工学会	50
(公社) 森林・自然環境技術者教育研究センター	20
(公社) 全国上下水道コンサルタント協会	50
(一社) 全国測量設計業協会連合会	20
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20
(一社) 全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
(公社) 土木学会	50
(一社) 日本環境アセスメント協会	50
(公社) 日本技士会	50
(公社) 日本建築士会連合会	12
(公社) 日本造園学会	50
(公社) 日本都市計画学会	50
(公社) 農業農村工学会	50
(一社) 日本建築士事務所協会連合会	12
(公社) 建築家協会	12
(一社) 日本建設業連合会	12
(一社) 日本建築学会	12
(一社) 建築設備技術者協会	12
(一社) 電気設備学会	12
(一社) 日本設備設計事務所協会	12
(公財) 建築技術教育普及センター	12
(一社) 日本建築構造技術者協会	12

監査の受審状況における経理  
処理の適正を確認した書類と  
して使用する。

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号の規定に基づく確認を行うため、  
.....の令和 年 月 日から令和 年 月 日までの  
第 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等  
変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の  
基準その他の企業会計の慣行を斟酌され、成されたものであること及び別添の会計処理  
に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

建設業者の商号又は名称、確  
認の対象となる決算期の期間  
と期を記入。

富山県知事 殿

令和 年 月 日

以下の資格を持つ者が記入す  
る。  
公認会計士、税理士等並びに一  
級登録経理試験合格者（「公認  
会計士等の数」(項番 59) に該  
当する者)

商号又は名称  
所属・役職  
氏 名

以上

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権            未成工事支出金等の棚卸資産            貸付金等の金銭債権            借入金等の金銭債務            完成工事高、兼業事業売上高            完成工事原価、兼業事業売上原価            支払利息等の金融費用</p>
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。
	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。

	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。

金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。

	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上 (全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益・工事原価	適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日(作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。

	<p>分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。</p> <p>JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。</p>
個別注記表	<p>重要な会計方針に係る事項について注記している。</p> <p>資産の評価基準及び評価方法</p> <p>固定資産の減価償却の方法</p> <p>引当金の計上基準</p> <p>収益及び費用の計上基準</p>
	<p>会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。</p>
	<p>当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。</p>



○参 考

コード表

【様式第二十五号の十四（経営規模等評価申請書・総合評定値請求書）】

項番06「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入してください。

コード	処 理 の 種 類
00	12ヶ月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6ヶ月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12ヶ月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和3年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和4年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和3年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和4年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和4年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和4年3月31日)より前の日(令和3年11月1日)に申請するとき

項番06「処理の区分」の欄の右欄は、次の表の分類のいずれかに該当する場合、該当するコードを記入してください。

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき

15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

【様式第二十五号の十四別紙一（工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高）】

項番32「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードを記入してください。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	ほ装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

【様式第二十五号の十四別紙二（技術職員名簿）】

項番62「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び、該当するコードを記入してください。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	ほ装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

業種別技術職員資格区分コード表

コード	技術職員区分			資格区分 [必要な実務経験年数]
	1級	2級	その他	

001			○	法第7条第2号イ該当 (指定学科卒業後3又は5年の実務経験) ※
002			○	法第7条第2号ロ該当 (10年以上の実務経験) ※
003			○	法第15条第2号ハ該当 (同号イと同等以上) 大臣認定者
004			○	法第15条第2号ハ該当 (同号ロと同等以上) 大臣認定者
005		(監理補佐)		令第29条該当 監理技術者補佐

建設業法	111	○		1級建設機械施工管理技士	
	212		○	2級建設機械施工管理技士 (第1種～第6種)	
	113	○		1級土木施工管理技士	
	11H			○	1級土木施工管理技士補
	214		○	2級土木施工管理技士 (土木)	
	21J			○	2級土木施工管理技士補 (土木)
	215		○	2級土木施工管理技士 (鋼構造物塗装)	
	21K			○	2級土木施工管理技士補 (鋼構造物塗装)
	216		○	2級土木施工管理技士 (薬液注入)	
	21L			○	2級土木施工管理技士補 (薬液注入)
	120	○		1級建築施工管理技士	
	12C			○	1級建築施工管理技士補
	221		○	2級建築施工管理技士 (建築)	
	222		○	〃 (躯体)	
	223		○	〃 (仕上げ)	
	22D			○	2級建築施工管理技士補
	127	○		1級電気工事施工管理技士	
	12E			○	1級電気工事施工管理技士補
	228		○	2級電気工事施工管理技士	
	22F			○	2級電気工事施工管理技士補
	129	○		1級管工事施工管理技士	
	12G			○	1級管工事施工管理技士補
	230		○	2級管工事施工管理技士	
	23A			○	2級管工事施工管理技士補
	131	○		1級電気通信工事施工管理技士	
	232		○	2級電気通信工事施工管理技士	
	133	○		1級造園施工管理技士	
	13D			○	1級造園施工管理技士補
	234		○	2級造園施工管理技士	
	23E			○	2級造園施工管理技士補

建築士法	137	○		1級建築士
	238		○	2級建築士
	239		○	木造建築士

技術士法	141	○		建設・総合技術監理 (建設)
	142	○		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理 (建設「鋼構造及びコンクリート」)
	143	○		農業「農業土木」・総合技術監理 (農業「農業土木」)
	144	○		電気電子・総合技術監理 (電気電子)
	145	○		機械・総合技術監理 (機械)
	146	○		機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理 (機械「流体工学」又は「熱工学」)
	147	○		上下水道・総合技術監理 (上下水道)
	148	○		上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理 (上下水道「上水道及び工業用水道」)
	149	○		水産「水産土木」・総合技術監理 (水産「水産土木」)
	150	○		森林「林業」・総合技術監理 (森林「林業」)
	151	○		森林「森林土木」・総合技術監理 (森林「森林土木」)
	152	○		衛生工学・総合技術監理 (衛生工学)
	153	○		衛生工学「水質管理」・総合技術監理 (衛生工学「水質管理」)
	154	○		衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理 (衛生工学「廃棄物管理」)

電気工事士法 電気事業法	155		○	第1種電気工事士	
	256		○	第2種電気工事士	[3年]
	258		○	電気主任技術者（第1種～第3種）	[5年]
電気通信事業法	259		○	電気通信主任技術者	[5年]
	235		○	工事担任者（申請は令和6年度以降）	[3年]

※電気工事又は消防施設工事における無資格者の実務経験は、電気工事業法及び消防法の規定により原則として認められません。（電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り経験期間に算入することができます。）

※235 工事担任者

電気通信事業法に基づく工事担任者資格者証の交付を受けた者（令和3年度以降の試験あるいは養成課程等を経た、第1級アナログ通信及び第1級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る）であって、その資格者証の交付後、3年以上の実務経験を有する者





コード	技術職員区分			資格区分	[必要な実務経験年数]
	1級	2級	その他		

水道法	265		○	給水装置工事主任技術者	[1年]
-----	-----	--	---	-------------	------

消防法	168		○	甲種消防設備士	
	169		○	乙種消防設備士	

職業能力開発促進法	171		○	建築大工（1級）	
	271		○	〃（2級）	[3年]
	164		○	型枠施工（1級）	
	264		○	〃（2級）	[3年]
	172		○	左官（1級）	
	272		○	〃（2級）	[3年]
	157		○	とび・とび工（1級）	
	257		○	〃（2級）	[3年]
	173		○	コンクリート圧送施工（1級）	
	273		○	〃（2級）	[3年]
	166		○	ウェルポイント施工（1級）	
	266		○	〃（2級）	[3年]
	174		○	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（1級）	
	274		○	〃（2級）	[3年]
	175		○	給排水衛生設備配管（1級）	
	275		○	〃（2級）	[3年]
	176		○	配管・配管工（1級）	
	276		○	〃（2級）	[3年]
	170		○	建築板金「ダクト板金作業」（1級）	
	270		○	〃（2級）	[3年]
	177		○	タイル張り・タイル張り工（1級）	
	277		○	〃（2級）	[3年]
	178		○	築炉・築炉工（1級）・れんが積み	
	278		○	〃（2級）	[3年]
	179		○	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（1級）	
	279		○	〃（2級）	[3年]
	180		○	石工・石材施工・石積み（1級）	
	280		○	〃（2級）	[3年]
	181		○	鉄工・製罐（1級）	
	281		○	〃（2級）	[3年]
	182		○	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）	
	282		○	〃（2級）	[3年]
	183		○	工場板金（1級）	
	283		○	〃（2級）	[3年]
	184		○	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（1級）	
284		○	〃（2級）	[3年]	
185		○	板金・板金工・打出し板金（1級）		
285		○	〃（2級）	[3年]	
186		○	かわらぶき・スレート施工（1級）		
286		○	〃（2級）	[3年]	
187		○	ガラス施工（1級）		
287		○	〃（2級）	[3年]	
188		○	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）		
288		○	〃（2級）	[3年]	
189		○	建築塗装・建築塗装工（1級）		
289		○	〃（2級）	[3年]	
190		○	金属塗装・金属塗装工（1級）		
290		○	〃（2級）	[3年]	
191		○	噴霧塗装（1級）		
291		○	〃（2級）	[3年]	
167		○	路面表示施工		
192		○	畳製作・畳工（1級）		
292		○	〃（2級）	[3年]	

※ただし、平成16年4月1日時点で職業能力開発促進法に基づく2級の技能検定に合格していた者は、実務経験1年以上。



コード	技術職員区分			資格区分 [必要な実務経験年数]
	1級	2級	その他	

職業能力開発促進法	193		○	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）
	293		○	〃（2級） [3年]
	194		○	熱絶縁施工（1級）
	294		○	〃（2級） [3年]
	195		○	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）
	295		○	〃（2級） [3年]
	196		○	造園（1級）
	296		○	〃（2級） [3年]
	197		○	防水施工（1級）
	297		○	〃（2級） [3年]
	198		○	さく井（1級）
	298		○	〃（2級） [3年]

※ただし、平成16年4月1日時点で職業能力開発促進法に基づく2級の技能検定に合格していた者は、実務経験1年以上。

061		○	地すべり防止工事 [1年]
040		○	基礎ぐい工事
062		○	建築設備士 [1年]
063		○	1級計装士 [1年]
060		○	解体工事
064		(基幹)	基幹技能者
704	(認定能力評価基準)		レベル4技能者
703		○	レベル3技能者

099		○	その他
-----	--	---	-----



<参考> 建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者

イ (1)許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、別表1に掲げる学科を修めて高等学校を卒業した後5年以上実務の経験を有する者、または同様に大学を卒業した後3年以上実務の経験を有する者

(2)許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し旧実業学校卒業程度検定規定による検定で別表1に掲げる学科に合格した後5年以上実務の経験を有する者

(3)許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し専門学校卒業程度検定規定による検定で別表1に掲げる学科に合格した後3年以上の実務の経験を有する者

(4)学校教育法による専修学校指定学科卒業後3年以上の実務経験を有する者で専門士又は高度専門士を称する者

(5)学校教育法による専修学校指定学科卒業後5年以上の実務経験を有する者

ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有する者

別表1 建設業の種類別指定学科

建設業の種類	学 科
土木工事業 ほ装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

## 建設工事の内容・例示

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示
土	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造または解体する工事を含む。以下同じ）	橋梁、ダム、空港、トンネル、高速道路、鉄道軌道（元請）、区画整理、道路・団地等造成（個人住宅の造成は含まない）、公道下の下水道（上水道は含まない）、農業・灌漑水道工事を一式として請負うもの
建	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	建築確認を必要とする新築及び増改築
大	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	<p>イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事</p> <p>ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事</p> <p>ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事</p> <p>ニ コンクリートにより工作物を築造する工事</p>	<p>イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事</p> <p>ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事</p> <p>ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事</p> <p>ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事</p>

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示
と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	ホ その他基礎的ないしは準備的工事	ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事（避雷針工事）
管	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事、（配水小管）
タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事（※ 建築系の防水のみ）	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工 アスファルト防水工事
内	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示
機	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事※組立て等を要する機械器具の設置工事のみ	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事（ガスタービンなど）、集塵機器設置工事、トンネル・地下道等の給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
絶	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
通	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
園	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
井	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
具	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示
水	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事（※）

（※）工作物解体工事

それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。

## 建設業許可事務ガイドライン（抜粋）

### 【第2条関係】

#### 1. 第2条第1項の別表第一の上欄に掲げる建設工事について

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項の別表第一の上欄に掲げる建設工事については、昭和47年3月8日建設省告示第350号をもってその内容を示しているところであるが、その具体的な例は、別表1のとおりである。

この建設工事の内容及び例示は、現実の建設業における施工の実態を前提として、施工技術の相違、取引の慣行等により分類したものであるが、各工事の内容はそれぞれ他の工事の内容と重複する場合もある。

なお、土木一式工事及び建築一式工事については、必ずしも二以上の専門工事の組み合わせは要件でなく、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれる。

#### 2. 許可業種区分の考え方について

各業種における類似した建設工事の区分の考え方等については、次のとおりである。

##### (1) 土木一式工事

① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。

② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

##### (2) 建築一式工事

ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

##### (3) 左官工事

① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。

② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

##### (4) とび・土工・コンクリート工事

① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロッ

クの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

- ② 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- ③ 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
- ④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。
- ⑤ 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。
- ⑥ 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。
- ⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。
- ⑧ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
- ⑨ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

#### (5) 石工事

『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

(6) 屋根工事

- ① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
- ② 「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。
- ③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

(7) 電気工事

- ① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
- ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(8) 管工事

- ① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。
- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
- ③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- ④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。
- ⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。  
なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土

木一式工事』に該当する。

- ⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(9) タイル・れんが・ブロック工事

- ① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。
- ② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。
- ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

(10) 鋼構造物工事

- ① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- ② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

(11) 鉄筋工事

『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。

(12) 舗装工事

- ① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。

(13) 板金工事

- ① 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。
- ② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。

(14) 塗装工事

下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

(15) 防水工事

- ① 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- ② 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。

(16) 内装仕上工事

- ① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。
- ② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。
- ③ 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

(17) 機械器具設置工事

- ① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- ② 「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。
- ③ 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。
- ④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(18) 電気通信工事

- ① 「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。
- ② 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。

- ③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(19) 造園工事

- ① 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。
- ② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。
- ③ 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。
- ④ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。
- ⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。

(20) 水道施設工事

- ① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(21) 消防施設工事

- ① 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(22) 清掃施設工事

- ① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(23) 解体工事

それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

## 経営事項審査 申請書記入チェックリスト

## 経営規模等評価申請書・総合評定値通知書（様式第二十五号の十四）

項番	チェック項目	チェック欄
02	知事コード「16」が記入されているか。	
02	現在2つ以上の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、最も古いものが記入されているか。 (許可切れしていないかを確認するため、最も古い許可年月日を記入する。)	
02	許可番号、許可年月日及び審査基準日について、空位のコラムに0が記入されているか。	
04	(例：0123345号、平成15年05月01日)	
03	前回申請時と許可番号が変わっていないにもかかわらず、記入していないか。 (許可年月日が異なるだけの場合、記入してはいけない。)	
08	記号やスペースが含まれていないか。	
09	(商号又は名称のフリガナに記号や空白を含めてはいけない。)	
09	法人の場合、法人種別(株)、(有)などが記入されているか。 (フリガナには法人種別は不要。商号又は名称には法人種別を必ず記入する。)	
10	姓と名の間が1文字分空けてあるか。	
11	濁音又は半濁音を表す文字を1文字として扱っているか。例：罍、罨	
12	市町村コードが正しく記入されているか。下記の一覧表を参照。	
13	「丁目」、「番」及び「号」については「—(ハイフン)」を用いて記入しているか。(例：1-7)	
13	誤って市町村名を記入していないか。(記入不要)	
15	H28.6改正後の様式を使用しているか。(「解体」コラムの新設)	
16		
16	許可を受けていない業種を、審査対象としていないか。	
	申請する建設業に9を記入しているか。(1や2を記入しない。)	
	経営規模等評価等対象建設業(9を記入したもの)と工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高(別紙1)の工事の種類が合っているか。	
17	記入されている自己資本額が、経営状況分析結果通知書の自己資本額と合っているか。	
	2期平均を選択した場合、直前の審査基準日時点の自己資本額が記入されているか。	
17	千円未満の端数を切り捨てて記入されているか。	
18		
19	審査基準日における技術職員の数が、技術職員名簿(別紙2)に記載されている人数と合っているか。	

## 市町村コード一覧表

富山市(水橋除く ※)	16201	南砺市	16210
高岡市	16202	射水市	16211
魚津市	16204	富山市水橋 ※	16299
氷見市	16205	中新川郡舟橋村	16321
滑川市	16206	中新川郡上市町	16322
黒部市	16207	中新川郡立山町	16323
砺波市	16208	下新川郡入善町	16342
小矢部市	16209	下新川郡朝日町	16343

※旧水橋町の区域に主たる営業所がある場合

### 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（別紙一）

項番	チェック項目	チェック欄
3 1	2年平均の場合「1」、3年平均の場合「2」が記入されているか。	
3 2	審査対象建設業の「工事の種類」と「業種コード」が漏れなく記入されているか。	
3 2	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事の場合は、それぞれ内訳としてプレストレストコンクリート構造物工事、法面処理工事、鋼橋上部工事が記入されているか。	
3 2	工事種類別完成工事高が0であっても、工事経歴書（様式第2号）が添付されているか。	
3 3	その他工事実績がある場合、その他工事の工事経歴書が添付されているか。	

### 技術職員名簿（別紙二）

項番	チェック項目	チェック欄
8 1	該当する頁番号が記入されているか。 （1枚の場合は「001」と記入する。）	
8 2	審査対象建設業に従事する職員が漏れなく記入されているか。 （審査対象建設業について建設業の許可を受けていなければいけないので、従事する職員数が0人であることはありえない。）	
8 2	審査対象建設業と関係のない業種、資格を記入していないか。 （加対象にならないので、記入する意味がない。）	
8 2	業種コード、有資格区分コード、講習受講の6カラムで1区分となっている。 いずれのカラムにも数字を記入。	
8 2	別表1により換算したCPD単位取得数が記入されているか。 （上限30単位/人、審査基準日以前1年）	

### その他の審査項目（別紙三）

項番	チェック項目	チェック欄
4 6	技術職員名簿（別紙二）及び様式第4号に記入したCPD単位取得数の合計と一致しているか。	
5 3	初めて許可（登録）を受けた年月日が記入されているか。 （営業年数を確認するため、必ず記入しなければならない。）	
5 3	初めて許可（登録）を受けた日から審査基準日までの満年数が記入されているか。 （年未満の端数は切り捨て。休業等の期間を除く。）	

### 建設機械の保有状況一覧表（富山県様式）

項番	チェック項目	チェック欄
—	機械を保有している場合は所有かリースかに関わらず作成されているか。	
—	リース契約書等において審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められていない建設機械について、リース期間終了後契約を更新し、引き続き審査基準日から1年7か月以上の期間使用する場合は、誓約書に記入されているか。	